

## コワーキング1の1NONOICHI倶楽部会員規約

(趣旨)

第1条 コワーキング1の1NONOICHI倶楽部会員規約(以下「当規約」という)は、野々市市観光物産協会(以下「当協会」という)が、自らが運営するコワーキング1の1NONOICHI倶楽部(以下「当倶楽部」という)の会員(以下「会員」という)に対して提供するサービスの内容及び利用条件等必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市内の公共施設をビジネスや団体活動で利用する個人、法人及び団体を登録し、会員特典として活動に必要とされるサービスを提供することにより、にぎわいの里ののいちカミーノを起点としたビジネスや団体活動を促進し、地域産業の活性化とにぎわいの創出を図る。

(会員登録の制限)

第3条 次の各号に該当する事業を行う場合は会員の登録を承認しないことができる。

- (1) 法律、条例に反する行為又は反する恐れのある事業
- (2) 暴力団関係者及びそれに関する恐れのある事業
- (3) 政治活動及び宗教活動に関する恐れのある事業
- (4) マルチ商法及びそれに関する恐れのある事業
- (5) 未成年や青少年に有害な情報を発信する恐れのある事業
- (6) 公序良俗に反する恐れのある事業
- (7) 当協会の運営を妨害する、又はその恐れのある事業
- (8) その他当協会により不適切と判断される事業

(会員登録の申込み)

第4条 会員の登録をしようとする者は、コワーキング1の1NONOICHI倶楽部登録申込書(別記様式第1号)に当協会が別に定める書類を添えて当協会に提出しなければならない。

- 2 会員登録の申込みを行った者(以下「申込者」という)は、本規約の全てに同意したものとみなす。
- 3 当協会は、会員登録の申込みがあったときは、必要な審査を行い、利用の可否を決定し、その結果を1の1NONOICHI倶楽部登録審査結果通知書(別紙様式第2号)により申込者に通知する。
- 4 当協会は、前項の規定により利用の許可の決定をしたときは、コワーキング1の1NONOICHI倶楽部設備等利用許可書(別記様式第3号)を申込者に交付する。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 会員登録を受けた者は、会員登録に伴う権利を第三者に転貸又は譲渡してはならない。

(設備及びサービス)

第6条 会員は、次の各号に掲げる設備(以下「当設備」という。)及びサービス(以下「当サービス」という)を利用することができる。

- (1) 当協会が会員ごとに提供する専用メールボックス
- (2) 当協会が会員ごとに提供する専用ロッカー
- (3) 当協会が貸出するプリンター
- (4) 名刺、印刷物、Web等の表記におけるメールボックスの所在地の利用
- (5) 法人登記におけるメールボックスの所在地の利用
- (6) 当協会による1の1シェアオフィス利用者と同等の創業支援情報の提供サービス

2 前項第1号に定めるメールボックスの所在地は野々市市本町二丁目1番21号とする。  
(設備の利用)

第7条 会員は、当設備を自己又は団体の業務及び活動を行うための目的に限り、善良なる管理者の注意義務をもって利用するものとする。

2 会員は、当設備を原状のまま使用するものとし、造作の設置、工事等は行ってはならない。

3 会員による当設備の利用は、当設備の利用に限り、占有権、建物の賃借権、その他一切の権利を付与するものではないことを、あらかじめ合意するものとする。

(設備の利用時間)

第8条 会員による当設備の利用時間は別表1のとおりとする。

(登録手数料)

第9条 会員は、別表2に定める登録手数料を、利用開始日までに支払うものとする。

なお、支払に必要な手数料は会員の負担とする。

(月額会費)

第10条 会員は、別表2に定める月額会費を、利用月の前月末日までに支払うものとする。

なお、支払いに必要な手数料は会員の負担とする。

2 利用開始日及び利用終了日が月の途中であっても、当該利用開始月及び利用終了月にかかる月額会費については日割り計算を行わない。

3 当協会は、別表3に定める貸出プリンターの利用料金について、毎月末日をもって締め合計額を計算し、遅滞なく会員に通知するものとする。会員は利用月の翌月末日までに貸出しプリンターの利用料金を支払うものとする。

4 会員が月額会費及び貸出しプリンターの利用料金(以下「月額会費等」という)の支払いを遅延したときは、月額会費等の元金に対し、支払期日の翌日から支払日に至るまでの日数に応じ、年率14.6%(1年を365日として日割計算)の遅延損害金を支払うものとする。

5 月額会費等は、物価、公租公課、その他の経済情勢の変動等により、これを改定することができるものとする。但し、月額会費等の改定は、会員登録の更新時に限り行うものとする。

6 既に支払われた登録手数料及び月額会費等は返還しない。但し、当協会が特別な理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(会員情報の変更について)

第11条 会員は、会員の情報について次の各号に該当する変更が生じた場合、速やかに、当協会に報告するものとする。

(1) 住所、氏名、連絡先に変更があったとき

(2) 商号、資本金その他登記事項に変更があったとき

(3) 営業譲渡、会社の組織変更、解散、営業停止等があったとき、またはその恐れがあるとき

(禁止事項)

第12条 会員は、次の各号に定める行為をしてならない。会員は、以下のいずれかに該当する行為を行い、当協会、その他第三者に損害を及ぼした場合、その損害の全額を賠償しなければならない。

- (1) 当設備を自己又は自社の業務を遂行する目的以外で使用する事
- (2) 危険物、その他他人の迷惑となる物品を持ち込む事
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為をすること
- (4) 当倶楽部の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為
- (5) 他の会員の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害する行為
- (6) 本規約に同意することにより会員に生ずる権利義務に関する一切の処分行為
- (7) その他本規約に反する一切の行為
- (8) その他当協会が合理的に判断して不当と判断する行為

(調査権)

第13条 当協会は、会員の当設備の利用状況について確認、調査できる権利を有し、必要がある場合はいつでも会員の専用メールボックス及び専用ロッカーを点検することができる。

(会員の有効期間)

第14条 本規約に基づく会員の有効期間（以下「会員期限」という）は、第4条第3項に定める当協会の通知する日以後の最初の3月31日までとする。

2 会員が、会員期限の満了前に退会を希望する場合は、退会希望日の30日前までにコワーキング1の1NONOICHI倶楽部退会届出書（別記様式第4号）を当協会に提出しなければならない。

(会員の継続)

第15条 会員は、前条第1項に定める会員期限の満了後も引き続いて会員の継続を希望するときは、第4条に定める会員登録申込みを行うものとする。ただし、この場合において、登録手数料は徴収しない。

(会員資格の取り消し)

第16条 当協会は、会員が次の各号に該当する場合は、理由の如何に関わらず会員資格を取り消すことができる。この場合には、会員に対して発生した損害に対し当協会は一切責を負わない。また、既に支払われた月額会費等は返金しない。

- (1) 第3条に記載された事業を行った場合、又は行おうとした場合
  - (2) 本規約に反する行為があった場合
  - (3) 提出書類に虚偽があった場合
  - (4) 当協会や他の会員、第三者に損害を与える恐れがあると判断した場合
  - (5) 月額会費等を支払わない場合
  - (6) 第14条第2項に定める退会届書の提出があった場合
- 2 前項各号の何れかに該当する違反により当協会が被った損害に係る損害請求は妨げない。
- 3 当協会は、同条第1項の規定により会員資格を取り消したときは、コワーキング1の1NONOICHI倶楽部会員資格取消通知書（別記様式第5号）により会員に通知する。

(原状回復)

第17条 会員は、事由を問わず、専用メールボックス及び専用ロッカーの利用を終了したときは、当協会の指定する期日（以下「明渡日」という）までに、原状に回復して当協会に引き渡すものとする。

2 当協会は、明渡日以降に専用メールボックス及び専用ロッカーに残置された動産その他の物件については、会員はその所有権を放棄したものとみなし処分することができる。

3 当協会は、前項に定める処分に要した費用は会員に全額請求するものとする。

(設備の及びサービスの休止)

第18条 当協会は、次の各号に該当する場合はやむを得ず当設備及び当サービスの全部又は一部の提供を休止する。この場合には、会員に対して発生した損害に対し当協会は一切責を負わない。

(1) 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと判断した場合

(2) 設備の保守、点検、修理が行われる場合

(3) 火災、停電、天変地異等の事故によりサービスの提供ができなくなった場合

(4) その他、サービスの提供を休止せざるを得ない場合

(提供するサービスの変更、廃止)

第19条 当協会は、当設備及び当サービスの内容を会員への事前の通知無くして変更や廃止できることとし、会員はあらかじめこれに同意する。それに伴い、会員に不利益が生じたとしても当協会は一切責を負わない。

(損害賠償義務)

第20条 会員は、自己の責めに帰すべき事由によって当設備に損傷し、又は亡失した時は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第21条 当協会は、次の各号に掲げる内容については一切の責を負わない。

(1) 会員間、または会員と第三者との間で生じたトラブル

(2) 当設備の利用に関して発生した会員の責めに帰すべき事故

(3) 当設備の利用に関して発生した盗難・紛失

(その他)

第22条 本規約の解釈に疑義が生じ、又は本規約に定めのない事由が生じたときは、当協会及び会員は協議の上解決するものとする。

(管轄の合意)

第23条 本規約、その他の当協会が定める事項について当協会と会員との間に訴訟が生じたときは、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和元年9月1日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

設備	利用時間
専用メールボックス	24時間
専用ロッカー	午前 9 時～午後 10 時まで ただし、月曜日、祝日及び年末年始を除く
貸出しプリンター	

別表 2 (第 9 条及び第 10 条関係)

(税込)

会員区分	月額会費	登録手数料 (継続の場合は不要)
市内に住所を有する者	3,000円	3,000円
上記以外	4,000円	3,000円

別表 3 (第 10 条関係)

(税込)

種類	用紙	利用料金
コピー (白黒)	A 4、A 3	20枚ごとに100円
プリントアウト (白黒)		
コピー (カラー)		
プリントアウト (カラー)		